

8.2 環境監視

事後調査とは別途、環境監視を実施するものとする。

環境監視を実施する項目及び内容等は以下のとおりであり、環境監視の結果は、事後調査結果などの検討・検証のために設置する事後調査委員会(仮称)にも報告し、指導・助言を受ける。

なお、環境監視の結果は、事後調査と同様の方法で公表することとする。

1) 地下水

環境監視の概要は以下に示すとおりである。

項目	地下水の水位
調査地点・範囲	事業実施区域から海域にかけてのボーリング調査地点5地点
調査時期等	施設の供用後3～5年程度 調査時期は年4回。
調査方法	水位計等を用いた調査

2) 陸上動物

環境監視の概要は以下に示すとおりである。

項目	ボックスカルバート内、ボックスカルバートの上流部及び下流部のオカヤドカリ類及びヤシガニの利用状況
調査地点・範囲	ボックスカルバート内、ボックスカルバートの上流部及び下流部
調査時期等	調査期間は施設の供用後3～5年程度(状態が安定した時点で終了)とする。 調査時期は年1回程度(繁殖期)とする。
調査方法	ボックスカルバート周辺に出現する個体及びボックスカルバートに入出入りする個体の目視観察により利用状況を記録する。